



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
4月30日
第508号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課).....	1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	1
沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(水産課).....	2
小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	3

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課).....	3
公共測量終了公告(監理課).....	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課).....	4

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(南部、東近江、湖東).....	4
-----------------------------------------------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(湖東).....	5
---------------------------	---

○ 病院事業庁規程

※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正.....	6
---------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第162号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和6年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和6年5月2日(木)から令和6年5月29日(水)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 令和6年6月4日(火)および5日(水)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和6年6月7日(金)および8日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(W e b 試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 実施場所
 - (ア) 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (イ) 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)
 - イ 集合場所 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)

滋賀県告示第163号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ショートステイあうんはうす	栗東市小野814番地	社会福祉法人あうん 理事長 権田五雄	栗東市手原三丁目11番12号	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和6.5.1	2571201017

滋賀県告示第164号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 農林中央金庫大阪支店 支配人 千葉裕史 大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号
- 委託事務の内容 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 農林中央金庫大阪支店支配人が発行する納入通知書に基づき、農林中央金庫大阪支店において徴収する。

滋賀県告示第165号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第3種漁業(貝びき網漁業)	79隻以下	5トン以下	127キロワット以下	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖(ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。)	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

- 申請期間 令和6年4月30日から令和6年5月28日まで

滋賀県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年4月30日から令和6年5月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

		道路の区域	
--	--	-------	--

道路の種類	路線名	区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	草津伊賀線	甲賀市水口町岩坂字西山282番3地先から	変更後	最小 9.0m } 最大 23.3m	152.3m	旧道区間の甲賀市への移管(令和6.5.10)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		甲賀市水口町岩坂字平子183番2地先まで	変更前	最小 9.0m } 最大 56.2m		

滋賀県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年4月30日から令和6年5月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
南郷桐生草津線	大津市稲津四丁目字不退416番1地先から 大津市里二丁目字榊本272番1地先まで	令和6.5.7 9時	L=443.0m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ラ・ムー豊郷店 犬上郡豊郷町大字安食西1499番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新田297番地1 代表取締役 大賀昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市西中新田297番地1 代表取締役 大賀昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年12月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,627平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 64台
- 7 駐輪場の収容台数 46台
- 8 荷さばき施設の面積 102平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 20.1立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和6年4月15日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地

(2) 縦覧期間 令和6年4月30日から令和6年8月30日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年8月30日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米原市長 平尾 道雄から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図修正)

2 作業の地域 米原市全域

3 作業の終了日 令和6年3月15日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年4月30日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社名古屋支社 支社長 池田光次	犬上郡多賀町大字敏満寺字薬師谷58番21一部、58番24一部	568.60㎡	令和6.4.23	6580

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護事業所Mats	草津市南草津五丁目4番7号KNKレジデンス南草津203	株式会社Mats	草津市南草津五丁目4番7号KNKレジデンス南草津203	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和6.5.1	2510601087

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉

祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月30日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
地域生活支援センター ブジ	蒲生郡竜王町 山之上2376	社会福祉法人 やまびこ福祉会	蒲生郡竜王町 鶴川476-1	同行援護	令和6.5.1	2511500155

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年4月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアサポート和み	彦根市本町一丁目9-24 イオーレ本町2FC室	株式会社コネクト	彦根市城町一丁目4-8	行動援護	令和6.5.1	2510200815

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、彦根市北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年4月30日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 吉 永 富 彦

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 田 克 己	彦根市馬場二丁目7-12
〃	北 川 伊 太 郎	同 市松原一丁目4-4
〃	寺 村 太 志	同 所12-32
〃	若 松 栄 二	同 所10-27
〃	若 林 善 宏	同 市馬場二丁目7-22
〃	松 林 善 紀	同 市松原二丁目5-18
〃	前 川 伊 織	同 所2-13
〃	前 川 宏 志	同 所一丁目7-26
〃	吉 原 千 登 世	同 所8-48
〃	磯 貝 秀 子	同 市松原二丁目12-31
〃	前 川 忠 夫	同 所12-4
〃	脇 阪 喜 代 美	同 所一丁目4-11
〃	澤 田 明 子	同 所8-17
監 事	田 中 智 弘	同 市松原町1849-96
〃	渡 祥 弘	同 市松原二丁目3-5
〃	中 川 亨	同 市松原一丁目3-1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	高 田 克 己	彦根市馬場二丁目7-12
”	濱 村 功	同 市松原二丁目6-30
”	吉 原 紳 悟	同 所一丁目11-5
”	若 松 栄 二	同 所10-27
”	大 池 宏 明	同 所14-29
”	若 林 喜 宏	同 市馬場二丁目7-22
”	松 林 一 子	同 市松原二丁目3-17
”	北 川 伊 太 郎	同 所一丁目4-4
”	北 村 有 子	同 市松原町571-3
”	渡 文 雄	同 市松原一丁目7-27
”	中 川 圭 正	同 所2-24
”	小 林 隆 是	同 所6-22
”	濱 村 美 津 子	同 所二丁目6-16
”	牧 野 博 志	同 所2-5
監 事	田 中 智 弘	同 市松原町1849-96
”	中 川 亨	同 市松原一丁目3-1
”	石ヶ崎 寛	同 所二丁目8-5

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第10号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月30日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表第1 精神医療センターの部を次のように改める。

精神医療センター	病棟に勤務する看護師	日勤	8時30分	17時15分	60分
		中勤	16時30分	22時30分	0分
		深夜勤	22時00分	9時00分	90分
		早出A	7時00分	15時45分	60分
		早出B	7時30分	16時15分	60分
		早出C	8時00分	16時45分	60分
		遅出A	9時30分	18時15分	60分
		遅出B	10時30分	19時15分	60分
		遅出C	11時30分	20時15分	60分
		遅出D	12時00分	20時45分	60分
		遅出E	12時45分	21時30分	60分
		長日勤	8時30分	20時45分	90分
		長夜勤	20時15分	9時00分	120分

付 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。